

香川県肝炎診療協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 香川県における肝炎対策の総合的な推進について必要な事項を協議するため香川県肝炎診療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 協議会には、協議会の委員の互選により会長及び副会長2名を置く。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(委 員)

第3条 委員は、次に掲げるもののなかから、知事が任命又は委嘱する。

(1) 香川県医師会から推薦された者

(2) 関係団体の長又は長から推薦された者

(3) 行政機関の職員

(4) 肝炎患者及びその家族を代表する者

2 委員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じたとき、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(議 事)

第4条 協議会は構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集しその議長となる。

2 協議会は、肝炎に関する次の事項について協議する。

(1) 要診療者に対する保健指導に関すること

(2) 診療対策に関すること

(3) ウイルス性肝疾患患者に対する医療費助成に関すること

(4) 未受診者対策に関すること

(5) 診療に関わる医療機関情報の収集及び提供に関すること

(6) 診療に関わる人材の育成に関すること

(7) 肝疾患専門医療機関及び肝疾患診療連携拠点病院の選定及び取消しに関すること

(8) その他必要な事項に関すること

3 協議会には、必要に応じ、議事に関係のある者を出席させることができる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、香川県健康福祉部感染症対策課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成20年2月27日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。